

高齢者・障がい者援助事業として、契約弁護士が行う行政手続について

弁護士 田 邊 宜 克

高齢者・障がい者に関するヒヤリングにおいて、弁護士が携わる様々な活動の報告がありましたが、高齢者・障がい者の抱える法律問題を解決するために付随して行われる支援業務中、行政手続に関する活動について、高齢者・障がい者支援を担う弁護士から聞き取った具体的な内容を報告し、併せて、意見を申し上げます。

## 記

### 1 はじめに

高齢者・障がい者の支援をする際に、弁護士が活動する必要性の高いものとして、行政手続における代理申請（同行申請も含む）と審査請求（不服申立全般）があります。

高齢者・障がい者の権利実現にかかる問題が、訴訟に至れば、民事法律扶助の対象になりますが、その前段階での行政手続について必要とされる法的支援は、民事法律扶助の対象外です。

しかし、高齢者・障害者に関する行政手続については、民事法律扶助の対象とすべきものがあると考えます。

### 2 高齢者・障がい者支援に必要な行政手続に関する活動の具体例

#### (1) 生活保護申請と生活保護法に基づく審査請求(日弁連の委託援助事業)

高齢者・障がい者の生活保護受給は、一般的な貧困世帯に比べると認められやすいところですが、自治体によっては、生活保護行政の現場で、①障がい者が車を保有している場合と生活保護、②換価できない不動産がある場合の保護受給、③高齢者・障がい者でホームレスになっている方の保護受給について、法的要件には合致しているにも拘わらず生活保護受給が認められず、あるいは、④障がい者加算の認定漏れが見過ごされたままとなるなどの現実があります。

その場合には、弁護士が、生活を支える基盤としての生活保護の法的要件を厳格に守らせるために、生活保護の代理申請(申請同行)をし、あるいは生活保護法に基づく審査請求をして、生活保護受給に繋げるという役割を果たす必要があります。

この点は、他の専門職にはできない役割でありますし、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等の福祉関係機関の支援レベルでは対応が困難で

すから、法的要件の解釈に基づく法律家の支援が必要です。

(2) 精神保健福祉法上の退院請求と処遇改善請求(日弁連の委託援助事業)

精神障がい者についてのみ、精神保健福祉法上の強制入院制度（措置入院と医療保護入院）が存在するため、その患者の権利擁護のためには、強制入院の必要性についてチェックをする手続が必要ですが、法律上、代弁者をおくことが必須とはなっていません。

そこで、弁護士が、不適切な入院や処遇の見直しを求めて、都道府県の精神保健審査会への退院請求等の手続を代理して行うことが、入院している方の権利擁護のために重要な役割を担っています。

厚労省も、精神科病院における「社会的入院」の解消を目指しており、そのための地域移行促進策もとられています。これを患者本人の立場を代弁して行うことのできる唯一の手続が、この退院請求等の手続であり、これに弁護士が代理人となり、退院後の環境調整を福祉関係者や家族とはかりながら進めることは、弁護士がなすべき職務です。

(3) 障がい者の障害年金の受給や等級を争う裁定請求と審査請求(一部地方事務所)

障がい者の中でも、知的障がいや精神障がいについては、年金を受給しないまま高齢化して、初めて年金の受給が問題になることもめずらしくなく、幼少時の状況を調査し、あるいは、初診日の認定などをめぐり、専門家が援助して裁定請求をしなければ受給ができないケースや、却下されて審査請求で争うべきものなどが、相当存在します。

訴訟になれば、民事法律扶助で対応できたが、審査請求前置であるにもかかわらず、その段階では代理援助が認められません。

障害年金の裁定請求は、法的要件に基づく請求を行うことで、要件の立証などをしていく必要があります。弁護士が行うに相応しい手続です。

(4) 障がい者の福祉サービスの支給量を争うサービス支給量申請と審査請求

重度の障がい者が地域で自立して暮らすためには、家族に頼らずに、十分な在宅サービスの支給がなされ、24時間の介護体制を整えることが必要です。

そのため、障害者総合支援法では、そのためのメニューを用意してはいますが、具体的な毎月の支給量については、各市町村において決定をするために、必要な支給量まで決定が受けられずに、在宅生活を断念せざるをえない危機に

瀕するケースが、全国で発生しています。

そこで、その相当数について弁護士が代理人となって、市町村の担当者や福祉事業所の方々と協議を持ちながら、支給量拡張の決定を求め、場合によっては、審査請求をした上で、訴訟に至る事例もあります。

この場合に、介護や支援の必要性を整理して、自治体の要綱や法の趣旨に照らして、必要な支給量決定を求める請求は、弁護士による事実立証と主張に基づいて行われることが相当な業務です。

なお、これは今後、高齢者の介護保険との関係でも問題になるニーズです。

### 3 意見

上記2で報告したとおり、行政手続に関する法律事務の中には、高齢者・障害者に対する法的支援を十全なものとするために必要なものがあり、少なくともこれらについては法テラスの本来業務として、民事法律扶助の対象とすべきと考えます。

以上